

施設使用料等の還付制度に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市文化会館条例第13条、さいたま市伝統文化施設条例第15条及びさいたま市コミュニティ施設条例第16条の規定による、利用者が利用の許可の取消しを申し出た場合の、施設の使用料又は利用料金（以下、「使用料等」という。）の還付事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用の許可の取消し 既に受けた利用の許可の全部又は一部を取消すこと
- (2) 利用の許可の変更 既に受けた利用の許可に係る事項を変更すること（前号に掲げる取消しを除く）
- (3) 還付金 利用者が利用の許可の取消しを申し出た施設の使用料のうち市又は指定管理者が還付すると決定した使用料等
- (4) 団体代表者 団体利用登録をした団体の代表を務める者
- (5) 個人本人 個人利用登録をした者でその本人

(利用許可取消申出及び還付申請)

第3条 利用許可取消申出及び還付申請に係る手続きは、原則として、団体代表者又は個人本人が行うものとし、申出及び申請の際に以下の書類を提出することとする。

- (1) 利用許可取消申出書兼還付申請書（様式第1号）
- (2) 利用（変更）許可書兼領収書（原本）

(利用許可取消申出、還付申請及び還付金受領の委任)

第4条 前条の利用許可取消申出、還付申請及び還付金の受領を代理人がしようとするときは、それぞれの事項に関する委任状（様式第2号）を提出しなければならない。

(還付率の起算日)

第5条 条例等に定める使用料等を還付する場合の割合（以下、「還付率」という。）の起算日は施設利用日とする。ただし、利用の許可の変更により利用日を変更した場合は、変更前の利用日を起算日とする。

(利用の許可の一部取消し及び変更に関する取扱い)

第6条 利用の許可の一部を取消すことによる還付金額は、従前の使用料等と一部取消し後の使用料等の差額に還付率を掛けて算出するものとする。

- 2 利用の許可の変更により従前の使用料等との間に発生した差額は、還付の対象としない。
- 3 利用の許可の変更は、原則として、一回に限るものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。